

大津町大林 売地



—すべての人に不動産を—
株式会社 MR不動産

所在地	菊池郡大津町大林1528-57付近【ナビ検索】			区域区分	非線引区域
売買代金	8,300,000円			用途地域	1低
土地面積	235.05㎡(71.10坪)			電柱	-
接道	北側公道 幅員約4.5m 接道13.02m				
交通	産交バス「吹田団地」 徒歩約2分				
建ぺい	50%	容積	100%		
地目	宅地	引渡時期	即時		
上水	前面	下水	前面		
小学校	大津小学校	中学校	大津中学校		
備考	・確定測量(売主負担)				
	・伐採伐根費用(売主負担)				
	・境界ブロック撤去費用(売主負担)				
	・仲介手数料				
価格					
広告有効期限	令和8年11月30日			取引形態:媒介	

熊本県知事(2)第5535号

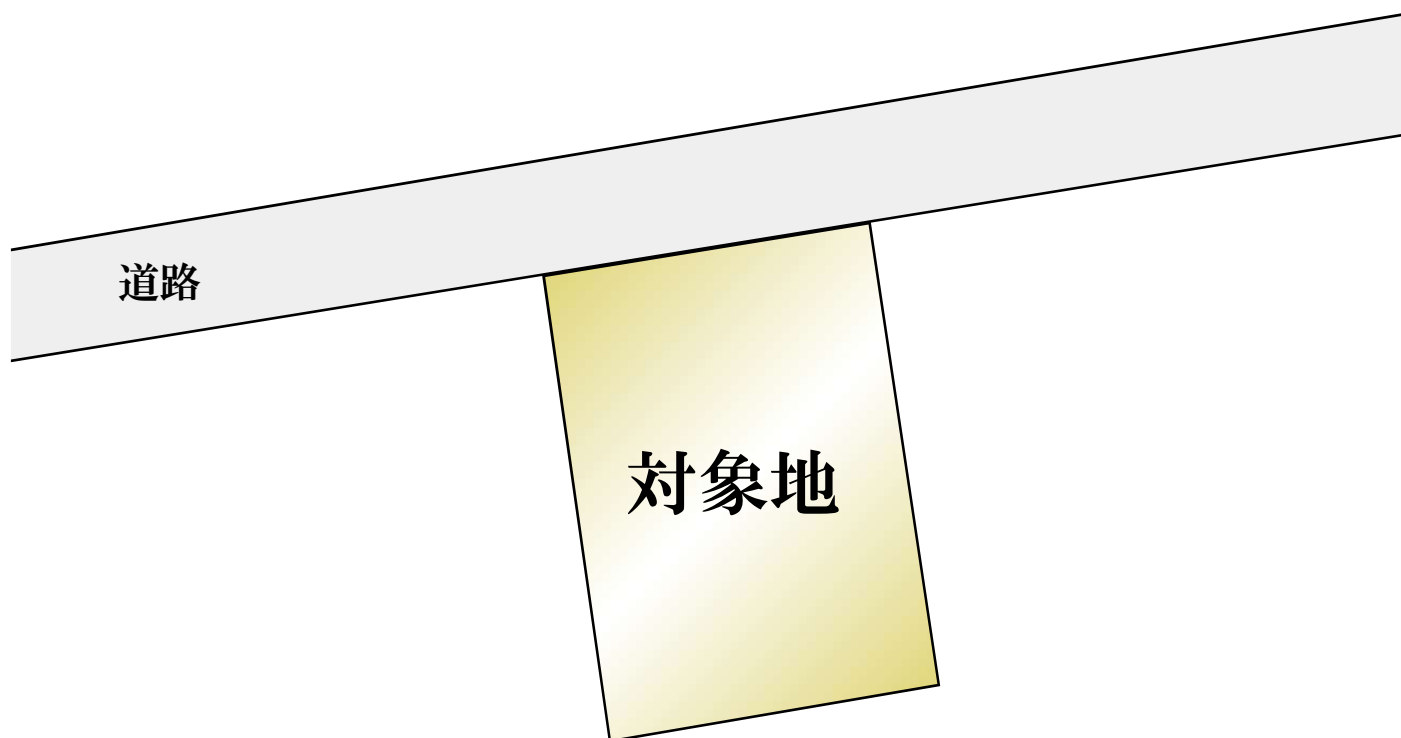
—すべての人に不動産を—
株式会社 MR不動産

〒862-0951 熊本市中央区上水前寺1丁目12-25
EDEN SUIZENJI 2F
TEL:096-284-1286 FAX:096-284-1285

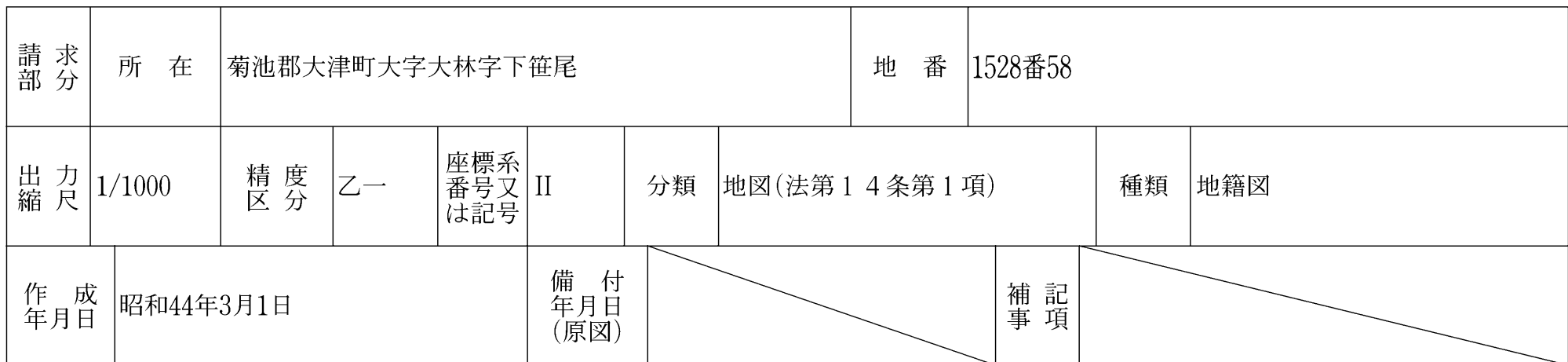




—すべての人に不動産を—
株式会社 **MR不動産**







ヲ	1528-156
ワ	1528-190
カ	1528-7
ヨ	1230-87
タ	1262-126
レ	1262-148

102858

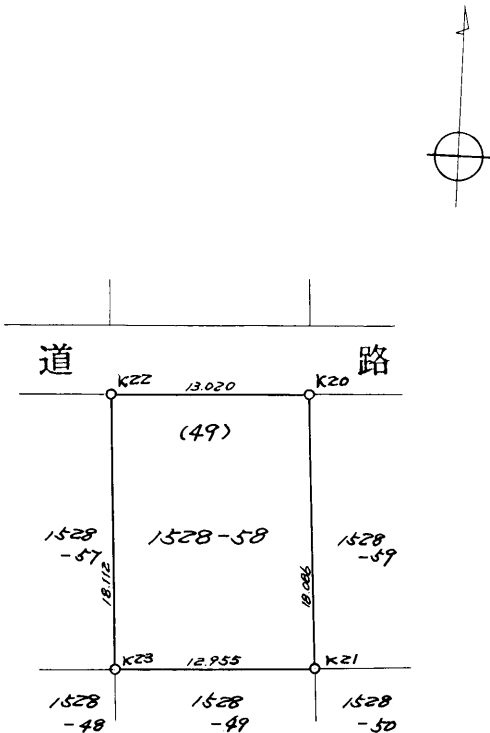
地番	1528-1 1528-58
----	-------------------

地積測量図

昭和53年4月6日登記
平成

土地の所在 菊池郡大津町大林字下笹尾

測点	(1) 合緯距	(2) 前点-後点	(3) 合経距	(4) 前点-後点	(1) × (4) +	倍面積 -	(2) × (3) +	倍面積 -
K 20	1194.134	-17.274	1450.477	+14.137	16881.4724			25485.5597
K 22	1193.358	+18.848	1437.480	+11.790	14069.6908		27093.6230	
K 23	1175.286	+17.274	1438.687	-14.137		16615.0182	24851.8792	
K 21	1176.084	-18.848	1451.617	-11.790		13866.0303		27360.0772
計 差 1/2 面積					30961.1632	30481.0485	51945.5022	52415.6169
					470.1147			470.1147
					235.0573			235.0573
					235.05			235.05



昭和53年12月15日
作製年月日

作製者

熊本市草葉町貳番拾貳号
土地家屋調査士
荒木匡弼

申請人

横浜市西区南幸一丁目五十三番
大洋不動産興業株式会社
代表取締役 赤羽広治

縮尺

1/500

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

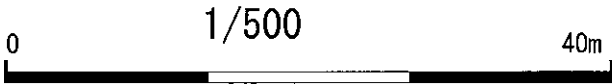




凡 例	
	幹線管渠
	枝線管渠
	幹線圧送管
	枝線圧送管
	人孔
	ます
	管渠、副管
	管渠、起点シンボル
表 記 例	
管材質 断面形状 内法幅 勾配 延長	
HP	○ 300 3.2% 4.60
上流側管端高	115.735
下流側管端高	119.720
F225081 119.250	
マンホール番号 地盤高	

参考図

本図面情報は、施工図面を基に作成しており、現地を正確かつ詳細に測量したものではありません。
下水道管の位置など現地で調査・確認の上ご利用ください。
また、土地境界の特定など目的には使用できません。



別記様式第11号

大津町教育委員会 様

埋蔵文化財包蔵地照会依頼書

260190

提出日	令和 8 年 8 月 6 日	受付番号:
依頼者	住所	熊本市中央区上水前寺1丁目12番25号
	商号又は名称	株式会社 MR不動産
	担当者	石原
	電話	096-284-1286
	FAX	096-284-1285
	E-mail	MRfudousan1@outlook.jp
包蔵地確認を行う土地	所在地	大津町 大林1528-58
	現況	☐ 造成地 ☒ 宅地 ☐ 田 ☐ 畑 ☐ 山林 ☐ 道路 ☐ その他 ()
	予定工期	☒ 未定 ☐ 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
確認目的	☒ 不動産鑑定 ☐ 開発行為(事前調査を含む) ☐ 予備調査 ☐ その他 ()	
特記事項		

.....以下、大津町教育委員会回答欄.....

回答日	令和 8 年 8 月 6 日
確認事項	☐ 包蔵地・遺跡内 ☐ 包蔵地・遺跡等の隣接地 ☒ 開発区域及びその周辺に包蔵地・遺跡等はありません 遺跡名:
今後の手続き	☐ 文化財保護法第93条・94条の届出が必要 ・当該地は、周知の埋蔵文化財包蔵地です。工事等を行われる際は、文化財保護法に基づき、 工事着工予定日の60日前までに届出が必要です。 ・土地売買等の際は、当該地が包蔵地・遺跡等であることを売り渡し先にお伝えください。 ・工事の際は、事前に確認調査が必要な場合があります。また、確認調査の結果、本調査が必要になることがあります。
	☒ 文化財保護法第93条・94条の届出不要 ・工事の途中で、遺構や遺物等を発見された場合には、そのままの状態ですぐに大津町教育委員会までご連絡ください。(文化財保護法第96条) ・周知の埋蔵文化財包蔵地の隣接地の場合、念のため試掘調査や立会調査をお願いすることがあります。
	☐ 後日回答 ・教育委員会において協議を行い、後日回答させていただきます。
特記事項	

(受付印)

大津町教育委員会 生涯学習課

〒869-1292 大津町大字大津 1233 番地

大津町役場 庁舎 2 階

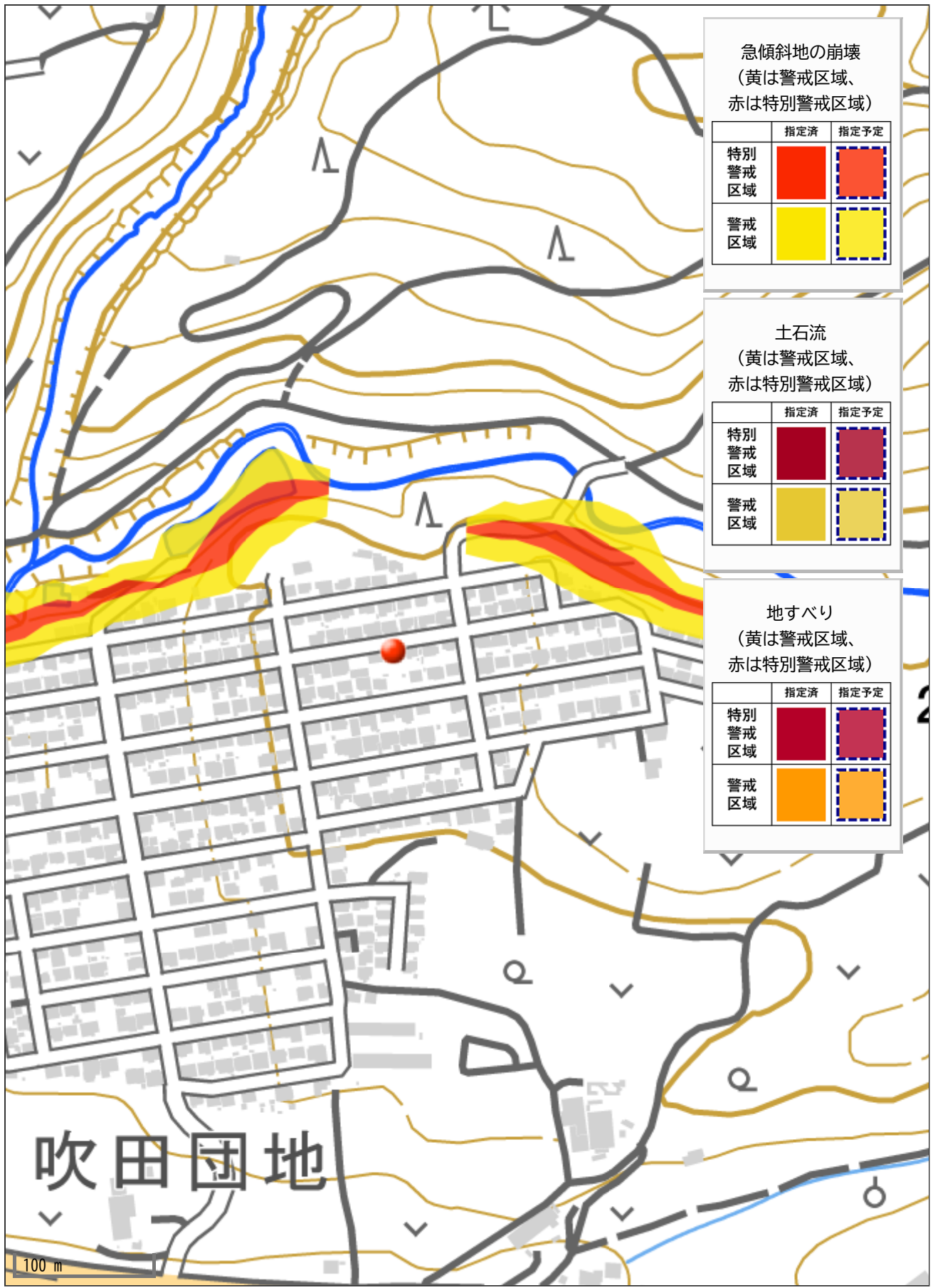
TEL 096-293-2180 / FAX 096-293-9512

shougai@town.ozu.kumamoto.jp

対応者

回答状況

☐窓 ☐回答済☐FAX回答済☒E-mail 回答済



急傾斜地の崩壊
(黄は警戒区域、
赤は特別警戒区域)

	指定済	指定予定
特別警戒区域		
警戒区域		

土石流
(黄は警戒区域、
赤は特別警戒区域)

	指定済	指定予定
特別警戒区域		
警戒区域		

地すべり
(黄は警戒区域、
赤は特別警戒区域)

	指定済	指定予定
特別警戒区域		
警戒区域		